事務連絡

障害児通所支援事業所

設置者・管理者　様

八尾市健康福祉部障がい福祉課長

八尾市保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業補助金の交付申請書等の提出について（依頼）

　平素は、本市障がい福祉施策の推進にご理解ご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

　標記の補助金につきまして、補助金の申請を希望される事業所におかれましては、下記のとおり書類のご提出をお願いいたします。

　なお、申請にあたっては下記の内容及び添付の国実施要綱等をよくご確認のうえ、お手続きいただきますよう、ご協力をお願いいたします。

記

１　提出書類

⑴　交付申請書（様式第１号）

⑵　交付申請書（別紙）

⑶　導入する設備等の見積書及び製品カタログ等

２　補助率等

　　　市：3/4、事業所：1/4。補助上限金額75,000円（補助基準額100,000円）

　　（例）費用が60,000円の場合、補助金額は45,000円（市が3/4を補助）。

　　　　　費用が130,000円の場合、補助金額は75,000円（費用が10万円を超える分は全額
事業所負担となります）。

３　提出方法等

　　上記の提出書類を電子メールにてご提出ください。（郵送、FAX等は不可）

随時受付しますが、最終期日は**令和７年３月７日（金）まで（必着）**となります。

※期限を過ぎたものは受付できませんのでご注意ください。

裏面に続く

**４　注意事項（必ずご確認ください）**

　①　設備等の導入及び代金の支払いは**必ず令和７年３月３１日までに完了**してください。

　　　上記期日までに完了できない場合は、いかなる場合も補助金は交付できません。

　②　カメラの設置については、別添の『国実施要綱』及び『「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業」における児童養護施設等の施設内へのカメラの設置について』に記載の内容を必ず遵守してください。

③　補助金の支払いは、設備導入や支払いが完了した後になります。申請のあった事業所には
個別にお手続きのご案内をいたします。

【参考】補助金交付までの流れ

・事業所　　補助金の交付申請書類の提出

　　↓

・八尾市　　書類の確認。交付決定通知書の発出

　　↓

・事業所　　設備導入、代金支払い、実績報告書類の提出

　　↓

・八尾市　　実績報告書類の確認。補助金交付額確定通知書の発出

　　↓

・事業所　　補助金支払いにかかる請求書の提出

　　↓

・八尾市　　請求処理、（約３～４週間後）補助金の入金

【問合せ先】

〒581-0003　八尾市本町1-1-1

八尾市健康福祉部障がい福祉課

担当：平野

電話：072-924-3838

メール：syougai@city.yao.osaka.jp